

接続料の算定方法の精緻化等に係るヒアリング 当社ご説明資料

2021年5月26日
ソフトバンク株式会社

質問内容	回答
<p>1. 予測の算定方法について</p>	
<p>① MVNOGL において、原則として、予測対象年度における見込みを反映することとなっているところ、算定に見込みを用いていない部分がある場合、何故用いていないのか。</p>	<p>当社は算定時にすべての費目について予測対象年度における見込みを反映しています。</p>
<p>② 昨年度より省令様式を改正し、算定根拠における予測値の算定方法は「予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み（設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。）並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること」とされているところ、貴社の算定方法は省令を踏まえ、検証可能な十分な記載があるといえるか。</p>	<p>省令を踏まえ、予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものの具体的な値並びに当該予測値の具体的な計算式を各項目について記載しているため、検証可能な十分な記載であると考えます。</p>
<p>③ 各社の算定方法が異なる場合、その差異についてどう考えるか。また、今後適正性の評価について具体的にどのように行っていべきと考えるか。</p>	<p>各社の算定方法が異なる場合は、各社の考えや固有の事情を考慮した結果であると想定されるため、特段問題はないものと考えます。</p> <p>元々ガイドライン整備の際に各社の予測算定については一定の裁量が認められていた認識であり、各社が合理的な範囲内で行っている場合は問題ない認識です。必要に応じて各社の予測方法の合理性について説明を求めることについては異論ありませんが、各社固有の事情等によるものであれば差異をなくす必要はないと考えます。</p> <p>むしろ、特定の手法に全社を合わせると各社の事情を反映できず、却って予測の精緻化に寄与しない恐れがあると考えます。</p> <p>また、適正性の評価においては、引き続き省令様式にて総務省殿が検証することを原則として行っていくものと考えます。</p>

質問内容	回答
<p>1. 予測の算定方法について</p> <p>④ 2019 年度末に提出された予測値（2021 年度、2022 年度）と 2020 年度に提出された予測値の差異が発生した理由は何か。また差異があることによる接続料の支払い等への影響をどのように考えるか。</p> <p>⑤ 算定方法に関し、情報開示告示において、「予測（過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。）に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）に関する情報」を請求に応じ開示することになっているところ、MVNO に十分な情報開示を行っている又は行う予定があるか（MVNO による請求の有無、自主的な開示の是非を含めて回答されたい）。</p>	<p>2019年度末に提出した予測値と2020年度末に提出した予測値の差異が発生した理由は、コロナの影響等で昨年度予測時よりもトラフィックが増加傾向にあることや利用者の最新の利用実績を踏まえ、設備計画を見直したことが主な要因となります。</p> <p>予測の差異は、毎年度最新の利用者動向などの実績を総合的に踏まえ予測した結果として生じるものであり、毎年度予測した値が完全に一致することは実際上ありませんが、2019年度末に提出した2021、22年度予測はあくまで参考値であり、支払い（暫定精算）に用いる接続料でないため、支払いへの影響はないと考えます。</p> <p>予測接続料について、MVNO殿から具体的な情報開示の要望は現状受けていませんが、ご要望があった場合には算定根拠として提出した内容を基に開示を行うこととしています。</p>

質問内容	回答
2. 原価について	
<p>① 昨年度より省令様式を改正し、算定根拠において原価の抽出の状況を各社より提出を受けているところ、抽出の方法が大きく異なる場合、算定の適正性の観点から望ましくないのではないか。算定根拠で更に詳細を求めるなどより一層調査を進め、ルールの一貫を図っていくことについて、どのように考えるか。</p>	<p>抽出にあたっては、第二種指定電気通信設備接続会計規則で定められている配賦基準に則り各種の役務に配賦を行っているため、当社としては抽出の方法が大きく異なる認識はありません。仮に差異がある場合でも、各社の抽出の会計処理やシステムの制約によるものも想定され、直ちにルールの一貫化を図る必要はないと考えます。</p>
<p>② 上記の観点から、例えば、まずは GL において、直課の項目と配賦の項目について例示する等、一定の解釈を示すこととしてはどうか。</p>	<p>現状においても営業費用別の配賦基準や控除する費用について既に合理的な範囲内で例示が定められており、各社が当該考えに基づき配賦を行っていることに加え、2020年度の届出様式から各ステップにおける抽出状況の詳細として直課の項目と配賦の項目を様式に記載しており、十分に検証可能な状態になっている認識のため、統一的な例示は不要であると考えます。</p>

質問内容	回答
2. 原価について	
<p>③ 現在、MVNOGL においては、回線容量課金対象外費用及び接続料原価対象外費用の例示が記載されているところ、算定根拠等における調査の結果を踏まえ、例示の記載を更新するサイクルを継続的に回すべきではないか。</p>	<p>合理的な範囲内で例示を見直すことについては否定しませんが、例示の記載を更新するサイクルを継続的に回すことについては会計における継続性の観点や、MNO・MVNOにおける予見性確保の観点から望ましくないと考えます。</p>
<p>④ 設備に紐づく費用が接続料原価の大宗を占めることから、原価についてより精緻な検証を行うため、また利潤のもととなるレートベースについても検証を進めるべきことから、固定資産の配賦状況についても同様に詳細な報告を求めることが必要ではないか。</p>	<p>現状においても様式にて帰属明細を出しており、まずは現状行っている検証に大きな問題が生じているか議論すべきと考えます。</p>

質問内容

回答

3. 利潤について (βの算定方法について)

① 算定の枠組みについて、前回改定時における考え方を踏襲し、案1（移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価β（株価から直接算定したβをいう。以下同じ。））、案2（各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価β、非上場の場合は親会社の株価βを元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。）、案3（複数の移動通信事業者のアンレバードβを加重平均したものをリレバーする。）のいずれかを考えたとき、NTTドコモに代わり、他のMNOとの比較において「移動電気通信事業」を1社で体現するような特定の事業者は存在しないと考えられること、接続料算定に用いられる事業リスクは移動通信事業者間で同じであるべきであることから、案3を基本とすることについてどう考えるか。

従来採用されてきた案1は移動電気通信事業を体現する事業者が存在するという前提としてきましたが、NTTドコモが上場廃止となりかかる事業者は存在しないこととなりました。

移動通信事業に係るリスクの算定が現実的でないことを前提とすると案2、案3が候補となりますが、前回会合の報告書（モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム 報告書（2016年11月）のP.8）に「複数の携帯電話事業者が接続料を支払い合うモバイル市場において、携帯電話事業者によって用いる算定方法が大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。したがって、算定方法に係る考え方において、公平性確保を図っていくことが重要であり、算定上の裁量の幅について適切な検討を加え、可能な限りこれを排除又は狭めていくことが必要」と記載されていることや、当時の議論において、構成員からも「やはり移動電気通信事業そのもののアンレバードのβというのは同じであるはず」（上村構成員）や「やっぱり移動通信事業、純粋なものをとっていくと、βは多分同化する」（関口構成員）の発言があったことを考慮すると、各社の事業リスクは同一であるべきという考え方を踏襲すべきであり、少なくとも案2の採用は最も適切でなく、案1も上記事由で選択し難いことを踏まえれば、案3が最も合理性があると考えます。

質問内容	回答
<p>3. 利潤について (βの算定方法について)</p> <p>② ソフトバンク株式会社については、通信会社の株価が 2019 年度以降しかデータがなく、株価βの算定期間が 3 年間確保できないことについてどう考えるか。</p>	<p>前提として下記の通り考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ③に記載の通り、原則としてソフトバンクも対象の社に加えるべき - 短期的な株価βを算定に利用することは当該値の年度毎の差異が大きく生じる可能性があることから適切でなく、「3年間の確保」は必要条件とすべき（特に、上場直後や大規模な売出時においては一般的に短期的、投機的な思惑により株価が大きく上下することから3年間の株価βの採録が必要） <p>今回のケースにおいては、当社の株価βが3年間確保できないという特殊事情が存在するため以下のいずれかを例外的に採用することが適切と考えます。</p> <p>案1：親会社の株価βを用いる 案2：3年間のβ値確保ができない期間に限り、例外的に当社のデータを除き、残りの会社の数値（加重平均値等）を用いる</p>

質問内容	回答
<p>3. 利潤について (βの算定方法について)</p> <p>③ 仮に案3を採用する場合、各社のアンレバードβの加重平均に当たっては、複数の移動通信事業者として、どの社を選択すべきか。また重みづけは何で行うべきか (時価総額か、収益ベースか)</p>	<p>ー選択する社について</p> <p>国内の移動通信市場という同一の競争環境において自社でネットワークを構築し事業を行っているという観点からNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの4社 (全てのMNO) を選択することが原則だと考えます。</p> <p>しかし、NTTドコモ、ソフトバンクについては直近3年間の株価βを算定できないため、親会社であるNTT、ソフトバンクグループの株価を用いることが考えられます。なお、親会社の株価βを用いることが適切でないと判断される場合は対象の事業者から除外することも考えられます。(考え方は3②のとおり)</p> <p>また、楽天モバイルについては、携帯電話事業を開始したのが2020年度であるため、対象とする時期は2020年度から3年経過後とするのが適切であると考えます。</p> <p>ー重みづけ</p> <p>例示された指標については、株価に連動する点から時価総額の方が収益よりも合理的と考えます。</p> <p>なお、重みづけを行う指標については対象とする社の企業規模に著しい差はないことから単純平均を行うことも一定程度の合理性があると考えます。</p>

質問内容	回答
<p>3. 利潤について (βの算定方法について)</p>	
<p>④ 株価β算出のための株価の計測期間及び採録頻度、財務リスクの勘案方法、βの上限値等その他の事項について、従来のとりの考え方を踏襲してよいか。</p>	<p>前回改定時と事情に大きな変更がないため従来通りで問題ないと考えます。</p>
<p>⑤ 新算定方式はいつから開始すべきか。(期待自己資本利益率の算定にあたっては、各年度末のβを用いて各年度の期待自己資本利益率を算定し、その3年平均をとっていき、旧算定方式が適用できない年度(2020年度実績)から部分的に置き換えていくべきか。さかのぼって新算定方式で3年度分全てを置き換えるべきか。)</p>	<p>移動電気通信事業以外の事業リスクを排除することが理想であることから、ドコモの株価βが採録できる時期においてはドコモβを用いるべきであること、また、急激なβの変動を避けることから、旧算定方式が適用できない年度(2020年度実績)から部分的に置き換えていくべきと考えます。</p>

【参考】部分的な置き換え

前々基礎事業年度のβ
※FY18実績

前基礎事業年度のβ
※FY19実績

基礎事業年度のβ
※FY20実績

株価β
ドコモ
2016.4.1~
2019.3.31

ドコモ
2017.4.1~
2020.3.31

複数社
2018.4.1~
2021.3.31

アンレバー
ドコモの財務リスク

ドコモの財務リスク

各社の財務リスク

加重平均
なし

なし

時価総額

リレバー
SBの財務リスク

SBの財務リスク

SBの財務リスク

部分的な置換

質問内容	回答
<p>4. 需要について</p> <p>① 需要の算定方法について、ガイドラインにおいて「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする」と規定されているのみであり、具体的な推計の手法等については必ずしも明確にはされておらず、また、実際に各社がどのように算定しているかについては、接続料の算定根拠にその値及び算定方法の概要が記載されるのみである。</p> <p>他方、MVNO の経営に多大な影響を与えた MNO の「廉価プラン」に関する費用構造分析（いわゆるスタックテスト）を行ったところ、検証結果を大きく左右する要素の一つとして、MNO による需要算定についての考え方が挙げられ、必ずしも MVNO にとって十分な予測可能性が確保されているとはいいがたい状況が明らかになった。</p> <p>こうした点を踏まえ、各社の需要に対する考え方を精緻に調査し、考え方の統一を図っていくことについてどう考えるか。</p>	<p>構成員限り</p> <p>接続料の予測可能性の観点では、3年分の将来原価を提示しており、要望があれば算定根拠を基に情報を開示できる状態にあるため、MVNOにとっての予測可能性は確保されていると考えます。また、MVNOは自社ユーザのトラフィック状況等を踏まえ、MNOから必要帯域を調達・MVNOの設備増強及びISP回線の増強を行うものであって、設備増強タイミング等は各社で異なる可能性があるものの、需要算定の基本的な考え方自体はMNOと相違はない認識です。</p>

質問内容	回答
<p>4. 需要について</p> <p>② 現在の需要の算定方法を踏まえ、「MNO が直面する需要」と、「MVNO が直面する」は同等のものとなっていると評価できるか（理由を含む）。</p> <p>③ MVNO が恩恵を享受しているという観点から、設備の冗長や予備に該当するものの扱いについてどう考えるか。（原価及び需要のいずれにも算入する／原価には算入するが需要には算入しないのいずれとすべきか。）</p>	<p>MVNO契約帯域はトラフィック制限値（下り方向（上下いずれか大きい方））であり、MNOの需要（MNOが直面する需要）、MVNOの契約帯域（MVNOが直面する需要）ともに下り方向（上下いずれか大きい方）の値であり、同等の扱いとなっています。</p> <p>ネットワークの統計多重効果およびモビリティといった移動体通信ネットワークの特性に起因するもの、並びに輻輳対策および物理的・経済的な最低設置単位にも起因するものは、MVNOユーザもMNOユーザと同等に障害時などにおけるネットワークの安定稼働に寄与するといった便益を享受するものであることから、原価・利潤に含めるべきと考えます。</p> <p>一方、需要における冗長・予備については、障害時にあくまで通常のトラフィックを捌くために用いられるものであり、冗長・予備があることで通常時あるいは障害時における総トラフィックが増えるものではないため、需要に含めるべきではないと考えます。</p>

質問内容	回答
<p>4. 需要について</p> <p>④ 予測算定の精緻化とその検証のサイクルを継続的に行うため、需要の算定方法について、例えば、算定根拠となる詳細のデータを毎年総務省に提出し、検証を行うこととしてはどうか。</p> <p>⑤ 実トラフィックと需要には一定の関係性があることから、上記検証を補完し、より適正な算定を確保するため、実トラフィックについても総務省に対し毎年報告を提出することについてどう考えるか。</p>	<p>需要の予測算定に使用するトラフィック予測は、ユーザビヘイビア・社会情勢や技術革新等により都度更新されるものであることから、詳細根拠データを検証することで精緻化が図れるものではないと考えます。また、詳細根拠データは当社の営業戦略上機密性の高い経営情報であるため、原則として詳細なものを提出することはできません。</p> <p>実トラフィック及びそれを元にした予測から設備増強等を行っていることは事実ですが、例えば、実トラフィックと需要との間での伸び率の差分を検証することを目的とするならば、その差分は各社のNWポリシーのもと、通常生じ得るものであり、その差分自体は問題ではないと考えます。</p> <p>既に電波利用状況調査により、モバイルの実トラフィックデータの需要報告を実施済みのため、当該情報を参考情報として参照いただければと考えます。</p> <p>ただし、モバイルのトラフィックは極めて重要な経営情報のため取扱いに注意していただきますようお願いいたします。</p>